

くみあいニュース No. 97

2014. 3. 19 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
kitunion@mbox.kyoto-inet.or.jp

3月 17 日、団体交渉行われる

現給保障の廃止強行、該当職員への説明進行中と回答。「不同意」の申し立てが過半数組合宛てに届き始める。顧問弁護士は「給与臨時減額より不当性はクリア」。組合は京都府労働委員会に申し立てへ。

早期退職者募集制度にともなう退職手当 規則改正案について改善させる！

「組織の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該組織に所属する職員を対象」（改正案）とする退職者募集は、個人を特定した「経営上の都合による勧奨退職」であり、自己都合退職扱いは違法という主張に対して、法人は、「当該組織に所属する職員を対象」は削除し、かつ「募集要項では組織は特定しない。個人を特定するような募集しない。」と回答。

改正案で廃止された、中期勤続者（11 年以上 25 年未満）の「経営上又は業務上やむを得ない事由に

よる」法人都合退職を復活！また、中期・長期勤続者とも、過密労働やハラスメントなど、「本人の非違なく、業務が遂行できない状態になった場合」の退職も法人都合退職とみなすとの覚書をかわすことで合意。

(3月11日付 団体交渉要求書より)

- 1) 新規則第19条2項(2)の「組織の改廃を円滑に実施することを目的」とする退職募集は、労働条件の大きな変更であること、該当職員が特定されること、退職を半ば強制する、あるいは、退職を勧奨することに近い状況となること等の観点より、自由応募の自己都合退職とはいえない。(1)の「年齢別構成の適正化」も含めて、恒常的あるいは定期的な希望退職制度でない限りは、早期退職募集要項には、法人都合退職であることを明記するよう要求する。
- 2) 現行規則第7条、第8条にあった、中期勤続および長期勤続退職者についての「その者の非違によることなく、本学の勧奨を受けて退職した者」は、新規則では完全に廃止されている。また、新規則の中期勤続退職者の条件には、「経営上又は業務上やむを得ない事由により退職した者」すら除かれている。これらの項目は、上記で述べたような特定の目的のために、法人の都合で募集される早期退職者募集制度では取って代わることはできない。現行規則から上記項目を廃止することは、超過勤務やハラスメントなど職場環境の問題や種々の経営上・業務上の都合により退職を余儀なくされた、善良な職員にとって一方的不利益変更となるので、認めることはできない。該当事項を残すか、これらに相当する修正を要求する。

過半数代表選出法について再交渉

「不信任」投票は民主的手続きとはいえないとするも、法人は「十分に周知すれば正当。『信任』投票にしたら、過半数の信任票が得られない場合、いつまで投票を掘り起こすのか」と譲らず。組合も法人も棄権防止に努力する。選管には過半数代表が指名する職員が入ることで合意。

(3月11日付 団体交渉要求書より)

法人の選出案を職員に提示したところ、組合員からも未組合員からも異議が申し立てられた。現時点での過半数代表者としては、法人から提案された過半数代表の選出

方法および規則案は、公正な選出方法であるとはいえ、下記の修正を要求する。そのまま、選挙を実施した場合は、労働基準監督署に無効を申し立てる。

- 1) 過半数を組織する組合が存在する場合は、その時点で、本規則によらず組合が過半数代表者となることを明記すること。
- 2) 過半数代表は本来、就業規則改正ごとに選ばれるべきであり、一定数以上の職員が過半数代表の交代を要求した場合は、選挙を実施することを明記すること。その場合、任期は残りの任期とする。一定数とは、常勤職員、非常勤職員、非常勤講師の職種ごとの過半数とする。
- 3) 選管委員には、一定数以上（5名程度）の職員から推薦された者を常に含むこと。
- 4) 棄権を信任とみなす投票は秘密投票の原則、投票結果の有効性から適正とはいえ、信任票を数える投票とすること。例えば、過半数の投票で成立、有効投票の過半数で信任が考えられる。

本年 3 月までの 1 年 9 か月の給与臨時減額の 代償措置を要求！

**金銭面での代償、学長声明などはゼロ回答。20 年の
永年勤続表彰制度（記念品と賞状）とそれになら
う特別休暇を検討中、今年度前半には制定と回答。**

（3 月 11 日付 団体交渉要求書より）

一昨年以來、本学職員は、多い人では 100 万円以上に上る多額の給与減額を強いられてきた。減額の理由となった震災復興予算にいたっては、何兆円規模で執行されず宙に浮いたままとの報道もある。同様な措置を行った他の大学のなかには、臨時手当や減額幅の一定期間の緩和など、経営上の努力により、職員の減収に対する代償措置や緩和措置を行ったところが少なからずある。本学は、運営費交付金が回復する、この 4 月まで目一杯減額を続けるだけで、何の経営上の努力もなく、運営費交付金の減額をそのまま職員給与に押しつけてきた。一方で、赤字決算を作ってまで、本学の資源を過剰とも思える建設投資につぎ込んでいる。そのような余裕があるのであれば、学長以下、経営陣は、少しでも職員への誠意をみせるべきである。なお、2012 年 5 月 23 日（多数の職員の指摘を受け延期）、同年 6 月 14 日の通達メール以外に、学長が給与減額措置について、謝罪を含めて、公式に職員に見解を表したことはない。学長以下、法人に、減額措置に関する総括と、減額給与に対する何らかの代償措置を要求する。

以 上

工織大を語る会

～還暦を迎えた組合員を囲んで～ を開催

3月11日昼休み、プラザKITにて、恒例の還暦を迎えた組合員のお祝いの会を開きました。今年度は、10名の組合員が還暦を迎えられ、会には5名の方が参加されました。委員長以下、執行委員も加わって、無事にご還暦を迎えられたことをお祝いするとともに、長年の大学および組合へのご貢献への感謝の気持ちをお伝えいたしました。少し立派なお弁当に舌鼓を打ちながら、主賓の方にお一人ずつ挨拶をいただきました。本学での在職は数年から40年余りまで色々でしたが、それぞれに本学での思い出や本学への愛着を述べていただきました。ご欠席の方も含めて、還暦を迎えた方には組合より記念品をお渡しいたしました。教員の方は定年まで数年、職員の方も引き続きお勤めされますので、引き続き、組合へのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



シンポジウム

「今時の大学事情」

日時：2014 年 3 月 23 日 13：30～17：00

場所：京都工芸繊維大学 60 周年記念館 1 階大ホール

座長-----宗川吉汪

13：30～13：35 あいさつ-----富田道男

13：35～14：00 立命館大学産業社会学部の改革-----市井吉興（立命館）

14：00～14：25 京都工繊大の教育システム改革-----大倉弘之（京工繊大）

14：25～14：50 京都大学国際高等教育院について---西牟田祐二（京大）

14：50～15：15 若手研究者の現状-----二木杉子（阪大）

15：15～15：30 休憩

15：30～17：00 シンポジウム「大学はこうあってほしい」

司会-----前田耕治（京工繊大）

主催：日本科学者会議京都支部

共催：京都工芸繊維大学教職員組合